部分的禁煙法施行と急性冠症候群の関連性～JROAD－DPC データを用いた全国解析

中井 陸運, 岩永 善高, 藤原 久義

背景

喫煙は急性冠症候群（acute coronary syndrome: ACS）や急性心筋梗塞（acute myocardial infarction: AMI）の主要な危険因子である。包括的禁煙法は心血管イベントを減少させることが知られているが、部分的喫煙禁止法（partial smoking ban legislation: pSBL）の効果は明らかではない。2020 年 4 月、日本では受動喫煙防止を目的として、学校・病院・官公庁などでの屋内喫煙を禁止し、条件を満たす場合は飲食店や事務所等で喫煙室設置を許可する pSBL が施行された。本研究は、その効果を全国規模で評価することを目的とした。

方法

2018 年 4 月～2022 年 3 月の JROAD-DPC（Japanese Registry Of All cardiac and vascular Diseases–Diagnosis Procedure Combination）データを用いた。JROAD-DPC データベースは、日本循環器学会が運営し、全国の循環器診療を行う急性期病院から提出される診療報酬請求（DPC）データを基に構築されており、その DPC データを 4 年間連続提出した病院を対象に、ACS（AMI および不安定狭心症）および AMI の入院件数を抽出した。pSBL 施行（2020 年 4 月）前後における入院件数の変化を、分割時系列解析（interrupted time series analysis）により、全国および東京都のデータについて分析した。

結果

全国レベルでは、pSBL 施行前後で ACS（傾きの差 19.97［95%信頼区間: -16.54, 86.48］）および AMI（9.18［-38.95, 57.31］）の入院件数に有意な変化は認められなかった。東京都においても、ACS（2.43［-5.10, 9.97］）、AMI（1.48［-3.60, 6.55］）のいずれも有意な変化はみられなかった（図）。COVID-19 による外出制限の影響も限定的であると考えられた。

結論

全国的な pSBL 施行は、ACS および AMI の入院件数減少と関連しなかった。多くの公共空間で喫煙専用室が許可されていたことが、受動喫煙曝露の減少を制限した可能性があり、公衆衛生上の効果を最大化するためには、遵守や啓発を強化するとともに、包括的な禁煙政策を全国的に導入する必要がある。

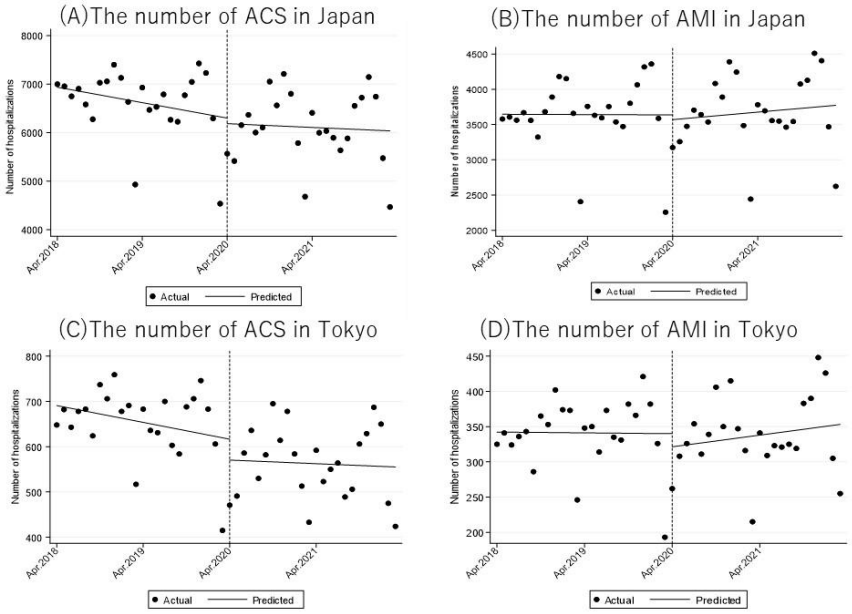

著者：Nakai M, Iwanaga Y, Fujiwara H.

題名：Association between partial smoking ban legislation and acute coronary syndrome: A nationwide analysis.

掲載誌：Journal of Cardiology

DOI: 10.1016/j.jjcc.2025.06.023.